

議案第 7 号

南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例

南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めたいことから、条例を制定する必要があるため提案する。

南風原町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 町の機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 町の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 町の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 町の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(南風原町情報公開及び個人情報保護審査会への諮問)

第6条 町の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、南風原町情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年南風原町条例第○号）第2条に規定する南風原町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(南風原町個人情報保護条例の廃止)

第2条 南風原町個人情報保護条例（平成13年南風原町条例第18号）は、廃止する。

(南風原町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の南風原町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務に関し知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第37条第1項に規定する受託者（以下「旧受託

者」という。)である者若しくは旧受託者の受託事務の処理に従事している者又はこの条例の施行前において旧受託者であった者若しくは旧受託者の受託事務の処理に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報情報を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第20条第1項、第22条、第26条又は第29条の規定による請求がされた場合における開示(これに係る旧条例第21条に規定する費用の負担を含む。)、訂正、削除及び中止については、なお従前の例による。

(南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 南風原町立児童館の設置及び管理に関する条例(平成2年南風原町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)」に改め、同条中「個人情報を適切に管理」を「個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)の管理について、同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施」に改める。

(南風原町立コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 南風原町立コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成18年南風原町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第7号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第23条において同じ。)」を加える。

第23条第1項を次のように改める。

指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第18条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(南風原町立琉球絃会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 南風原町立琉球絃会館の設置及び管理に関する条例(平成18年南風原町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第7号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第22条において同じ。)」を加える。

第22条第1項を次のように改める。

指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第17条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(南風原町立共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 南風原町立共同福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成18年南風原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第7号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第22条において同じ。）」を加える。

第22条第1項を次のように改める。

指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第17条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(山川体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 山川体育センターの設置及び管理に関する条例（平成18年南風原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第7号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第22条において同じ。）」を加える。

第22条第1項を次のように改める。

指定管理者は、体育センターの管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第17条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(南風原町立農村照屋コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 南風原町立農村照屋コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年南風原町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第7号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第23条において同じ。）」を加える。

第23条第1項を次のように改める。

指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の

規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第 18 条第 1 項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(山川桁下公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 10 条 山川桁下公園の設置及び管理に関する条例(平成 18 年南風原町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項第 7 号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。第 22 条において同じ。)」を加える。

第 22 条第 1 項を次のように改める。

指定管理者は、公園の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第 17 条第 1 項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部改正)

第 11 条 南風原町住民基本台帳カード利用条例(平成 18 年南風原町条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(個人情報の安全管理措置)

第 5 条 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第 1 項の規定により町長が講じなければならない保有個人情報(同法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報のうち地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)の安全管理のために必要かつ適切な措置には、第 2 条各号に掲げるサービスを提供するために住基カードに記録された個人情報及びこれらのサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置が含まなければならない。

(南風原町農村公園設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 12 条 南風原町農村公園設置及び管理に関する条例(平成 18 年南風原町条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 4 号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。第 10 条において同じ。)」を加える。

第 10 条第 1 項中「漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じ」を「個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施し」に改める。

(新川公園設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 新川公園設置及び管理に関する条例（平成19年南風原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第7号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第22条において同じ。）」を加える。

第22条第1項を次のように改める。

指定管理者は、公園の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第17条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

（ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例（平成29年南風原町条例15号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第7号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第22条において同じ。）」を加える。

第22条第1項を次のように改める。

指定管理者は、公園の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第17条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。